

事業内容

| 事業種目 | 1 生産・流通機械、設備の導入による受注生産支援対策 | 2 施設の整備による長寿命化支援対策 |
|--------|---|--|
| 事業内容 | <p>実需者からの具体的なニーズに適切に対応できるよう、生産及び流通体制の整備に必要な機械・設備の導入を支援する。</p> | <p>老朽化した共同乾燥施設等の生産基盤について、低コストで長寿命化を図る機能保全対策への支援を行う。</p> |
| 補助対象経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・実需者ニーズに応じた米を区別して効率的に生産するために必要な機械及び設備の導入に要する費用（直播機、コンバイン、遠赤外線乾燥機、粃摺り機、選別機 等） ・米の流通面での改善及び高付加価値化等に寄与する機械及び設備の導入に要する費用（食味計、精米機、フレコン計量設備、荷造梱包機、貯蔵・保管設備 等） <p>※特別栽培米に取り組む場合は、堆肥散布機、温湯種子消毒器、除草アタッチメント付き多目的田植機、疎植用田植機、ブームスプレーヤー等も対象とする。</p> <p>※ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。</p> | <p>共同乾燥施設等（ライスセンター、貯蔵施設、育苗施設等）の保守作業とそれに基づく機能維持に要する費用</p> <p>※ただし、自走式農業機械及び育苗ハウスの被覆交換は除く。</p> <p>※また、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。</p> |
| 事業実施主体 | <p>京都府内に主たる経営基盤をもつ次に掲げるもの</p> <p>① 3戸以上の農業者等で組織する団体、農地所有適格法人、②農業協同組合、③認定農業者等</p> <p>ただし、認定農業者（個人及び1戸1法人）については、10ha以上又は集落の80%以上の面積を耕作若しくはその受託を行う場合に限る。</p> | |
| 事業要件等 | <p>1 事業実施主体が行う受益地区内の水稻生産について、次のいずれかを満たしていること。</p> <p>(1) 概ね5ha以上の面積について作業受託（次に掲げる主要作業のうち1作業以上）する計画を有していること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><主要作業></p> <p>①耕起又は代かき、②移植又は直播、③本田防除、④収穫、⑤乾燥調製、⑥選別・品質区分、⑦荷造り包装、⑧貯蔵・出荷</p> <p>※⑥～⑧について受託面積を求める場合は、受託数量と地域の合理的な単収から換算する</p> </div> <p>(2) 概ね5ha以上、土地の利用権設定し、水稻生産を行う計画を有すること。</p> <p>2 上記について、特別栽培米、酒米、加工用米、食味値を反映して販売する米等、実需者ニーズに対応した米生産とすること。</p> <p>3 3戸以上の農業者で組織する団体にあつては、代表者の定めがあり、組織、運営並びに米の販売についての定めがあること。</p> | <p>10ha以上又は集落の水稻作付面積の80%以上を耕作又は受託する事業主体に対し、該当する機械設備について1回のみ助成</p> |
| 補助率 | <p>4 / 10以内</p> <p>（主な受益地区について、概ね全域の作業を担う実施主体、農地中間管理事業利用による農地集積を行う実施主体又はICT等の先進技術の導入を行う実施主体の場合は1 / 2以内）</p> | <p>1 / 4以内</p> |